

府 共 第 322 号  
府 政 防 第 1222 号  
令 和 2 年 5 月 29 日

{ 各 都 道 府 県 知 事 }  
{ 各 政 令 指 定 都 市 市 長 } 殿

内 閣 府 男 女 共 同 参 画 局 長  
(公印省略)  
内 閣 府 政 策 統 括 官 (防 災 担 当)  
(公印省略)

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～  
に基づく取組の促進について (依頼)

平素より、男女共同参画社会の形成及び防災行政の推進にご尽力いただき、感謝いたします。

これまでの災害対応においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。こうした観点から、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等について定められているところ、地方公共団体の男女共同参画部局及び防災・危機管理担当部局がより密接に連携し、これらの取組を進めることができるよう、内閣府男女共同参画局において、内閣府政策統括官(防災担当)、復興庁、総務省消防庁、厚生労働省等と連携して、別紙1のとおり、標記ガイドラインを取りまとめました。

各都道府県・政令指定都市におかれましては、男女共同参画部局及び防災・危機管理部局を始め庁内の災害対応の関係者に対し本ガイドラインを広く周知していただき、女性の視点からの防災・復興体制を強化するとともに、災害時には必要な対応をしていただくようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村、関係機関・団体に対して、政令指定都市におかれましては、関係機関・団体に対して、それぞれ、広く周知されるようお願い申し上げます。

併せて、5月29日付けで中央防災会議において修正された「防災基本計画」における男女共同参画に係る修正箇所等につき、別紙2のとおり、お知らせいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府男女共同参画局総務課

佐藤、井出

TEL 03-6257-1355（直通）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

赤司、長谷川、秋吉

TEL 03-3501-5191（直通）